

**公的年金制度等の適正な運営に必要な経費  
(国民年金等事務取扱交付金等)**

# 国民年金等事務取扱交付金の概要

## (1) 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は国が交付することとされている。

基礎年金等事務取扱費  
福祉年金事務取扱費

◇ 地方財政法（昭和三十四年法律第九号）（抄）  
（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に関係のある事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。  
一～六（略）  
七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費  
八～九（略）

◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）（抄）  
（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 政令において、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者（受給権者）数を基に交付金総額の算定の考え方を規定。
- 基礎年金等事務費交付金及び福祉年金事務費交付金については、政令において各々人件費に対応する部分及び物件費に対応する部分に分ち、これらの部分の市町村毎の算定方法を省令において規定

## (2) 国民年金事務に係る市町村の協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。

協力・連携に要する交付金

➢ 協力・連携に係る経費については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定めている。

年金  
事務

法定受託事務

「協力・連携」

○国民年金法 ・ 国民年金事務 ・ 老齢福祉年金事務

○国と市町村の協力・連携のもとに実施される法定受託事務に付随する事務や相談 ・ 年金相談など

（予算額の推移）

（単位：億円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
法定受託事務	243	250	244	256	243
協力連携事務	36	33	47	87	74
合計	279	283	291	344	318

# レビューシート予算・執行額の内訳について

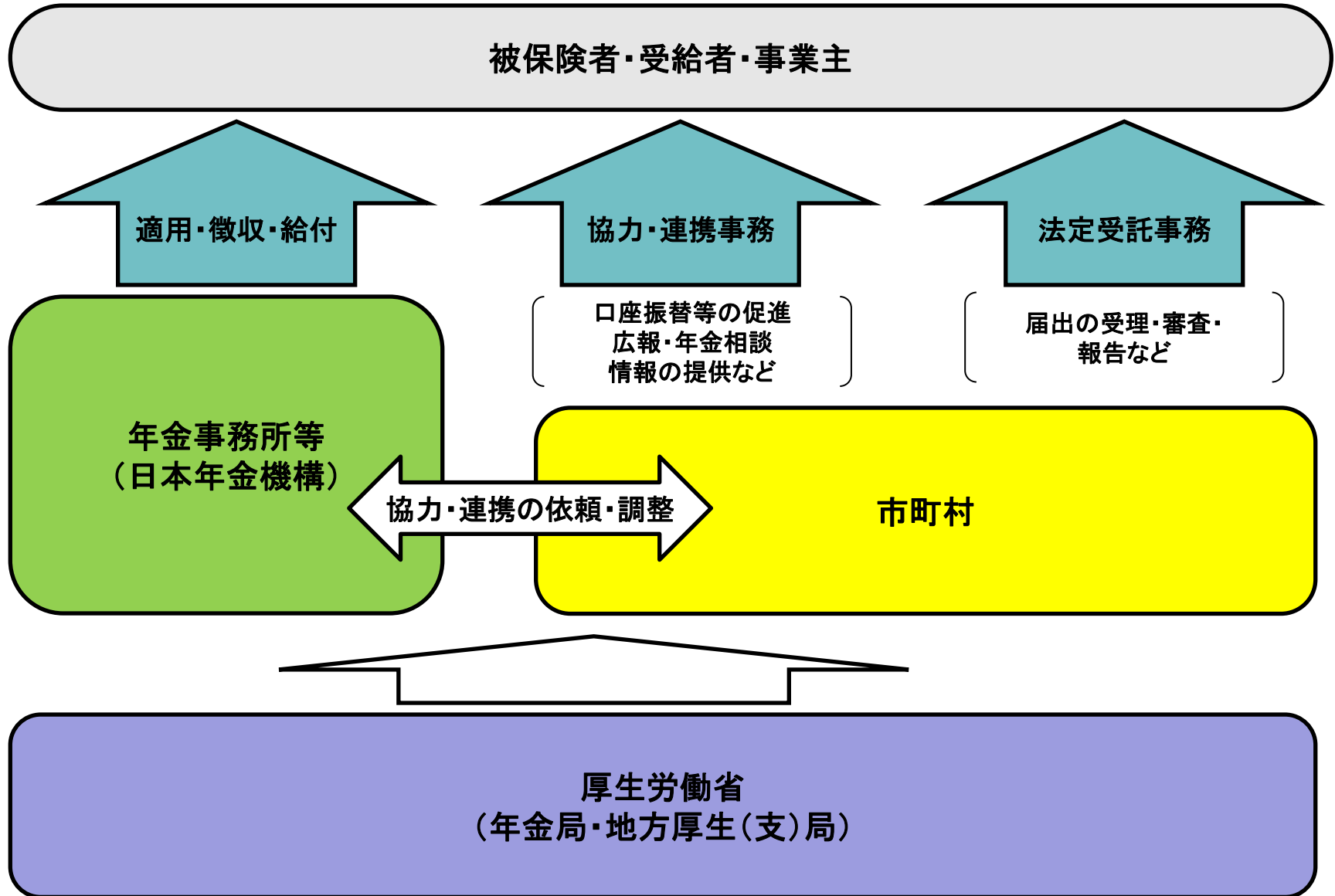
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
<b>予算</b> (単位:百万円)	平成27年行政事業レビューシート <b>A</b>	10,701	5,326	9,285	7,827	
	国民年金等事務取扱交付金等 協力・連携費 <b>B</b>	3,323	4,749	8,753	7,449	
	それ以外	636	577	446	342	
	(交付金と密接に関連する事業)	※1 6,742	0 ※2	86 ※2	36 ※2	
<b>執行額</b> (単位:百万円)	平成27年行政事業レビューシート <b>C</b>	9,558	4,283	6,123		
	国民年金等事務取扱交付金等 協力・連携費 <b>D</b>	3,142	3,843	5,626		
	それ以外	573	440	419		
	(交付金と密接に関連する事業)	※1 5,843	0 ※2	78		
<b>執行率</b>	<b>C÷A</b>	89%	80%	66%		
<b>国年交付金 執行率</b>	<b>D÷B</b>	94%	80%	64%		

※1 平成24年度までは、法定受託事務の物件費の一部が保険料財源から支払われていた。  
 なお、平成25年度からは、法定受託事務の物件費は、全て税財源と整理されている。

※2 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費のうち、「国民年金保険料の納付促進に係る情報発信モデル事業」及び「国民年金等市町村事務の効率推進に必要な経費」が含まれている。

# 国民年金事務に関する市町村との関係

〔年金事務所等と市町村との関わり〕



# 国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日 地方分権推進委員会）を踏まえ、地方分権推進一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））により整理されたもの。

	適用関係			保険料徴収関係		記録管理関係		年金給付関係			
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料			1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)		市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁
H22.1.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	年金事務所	事務センター	年金事務所	年金事務所	日本年金機構 (国民年金原簿)		市町村	年金事務所	事務センター	日本年金機構

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。

# 法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23、国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10、国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19、国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2、国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、国令1の2】
8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

# 市町村との協力・連携

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

## 協力・連携の状況（平成25年度）

1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	
(1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	（1, 735市町村）
(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	（1, 519市町村）
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	（1, 603市町村）
3 市町村において行われる相談業務	（1, 725市町村）
4 各種情報提供	
(1) 所得情報の提供（紙）	（307市町村）
(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	（1, 610市町村）
(3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	（851市町村）
(4) 電話番号の情報提供	（1, 060市町村）
(5) その他の情報提供	（1, 253市町村）
(6) 法定受託事務以外の申請書等回付	（1, 223市町村）
(7) 情報提供に必要なシステム開発	（23市町村）
5 障害者手帳交付者への障害年金周知	（—市町村）
6 その他地域の実情を踏まえた協力	
(1) 申請免除該当者への案内状送付	（41市町村）
(2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	（107市町村）
(3) ねんきんネットの情報の提供	（573市町村）
(4) ねんきんネットの導入	（256市町村）

※（ ）内は、1, 741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数

# 国民年金等事務取扱交付金の算定方法

- 基礎年金等及び福祉年金に係る事務取扱費の額は、政令において、当該年度の算定に当たっての基準単価及び各市町村における算定に当たっての基本的な考え方を規定している。
- 具体的には、交付金の総額については、事務に要する被保険者（受給権者）1人当たりの費用を定め、それぞれを基準単価とし、被保険者（受給権者）数により算定する。
- 基礎年金等及び福祉年金に係る事務取扱費については、政令において人件費と物件費に分け、これらの各市町村への交付額の算定方法を省令において規定しており、協力・連携に係る費用については、交付要綱において算定方法を定めている。また、各市町村への交付額は、算定額と現に要した費用のいずれか低い額としている。
- なお、毎年、市町村に事務取扱費の執行状況等に関する決算報告を求め、地方厚生（支）局において決算審査を行っている。

## 【法定受託事務の算定方法】

### ○ 基礎年金等事務取扱費

- ・ 人件費 算定基礎額 × 被保険者数に応じた点数 × 地域差の係数等
- ・ 物件費 算定基礎額 × 被保険者数に応じた点数 × 地域差の係数等 + 特別事情分

### ○ 福祉年金事務取扱費

- ・ 人件費 受給権者1人当たりの事務費 × 受給権者数
- ・ 物件費 受給権者1人当たりの事務費 × 受給権者数

## 【市町村との協力・連携の主な事項の算定方法】

### ○ 資格取得時の納付督促・口座振替・クレジットカード納付、前納の促進

- ・ 納付督促の件数（資格取得届、氏名変更届、住所変更届受理時） × 単価
- ・ 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理・前納申出受理件数 × 単価

### ○ 保険料納付督促及び制度周知に関する広報記事の市町村広報誌への掲載

- ・ 当該記事の掲載に要した費用の額

### ○ 市町村において行われる相談業務

- ・ 来訪、電話及び文書による相談の件数 × 単価



# 国民年金等事務取扱交付金実態調査について

## 1. 実態調査の趣旨

国民年金等事務取扱交付金については、これまで国として必要な予算の確保に努めてきたところであるが、「超過負担が生じないように適正に交付すること」等の要望を市町村等からいただいたことを踏まえ、市町村の実態に即した国民年金等事務取扱交付金の費用等に係る予算編成資料を得るため、平成25年度に総務省、財務省及び厚生労働省の三省合同実態調査※を実施した。

※ 前回調査(平成元年度)においても、国の予算に関する大蔵省、地方財政に関する自治省、事務所管である厚生省の三省が、共同して調査。

## 2. 調査概要

### (1) 調査の目的

市町村における国民年金等事務に係る事務量及び費用(人件費・物件費)等の実態を把握し、市町村の実態に即した国民年金等事務取扱交付金の費用の算定のための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査対象

全市町村(1742市町村)

### (3) 調査方法

- ① 本調査は、総務省、財務省及び厚生労働省の合同調査とし、厚生労働省が主体となって実施。
- ② 調査は書面調査を基本とし、必要に応じて実地調査を実施。

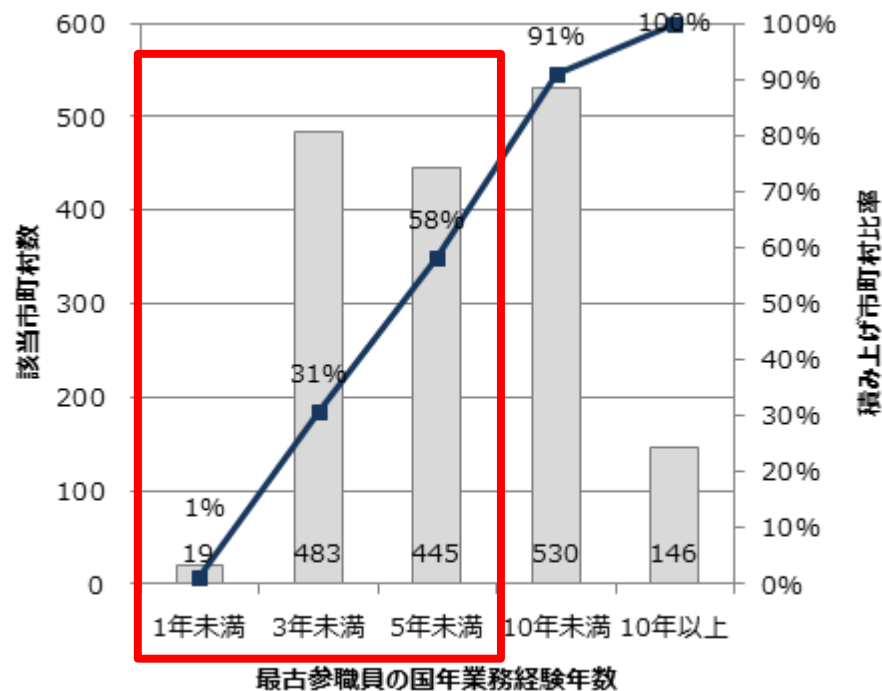
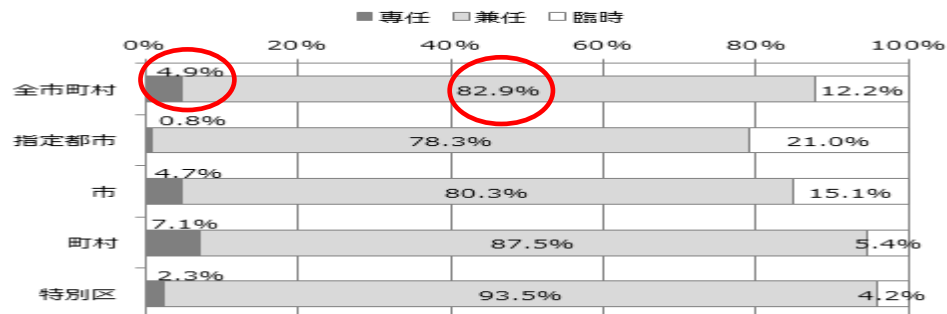
### (4) 調査項目

国民年金事務に係る業務量等について、法定受託事務と協力連携事務の区分毎等に調査

# 実態調査結果のポイント

## 1 国民年金事務従事職員の状況

- 国民年金事務に従事する職員の合計は14,919人。
- 国民年金等を実施する職員の82.9%が兼任職員であり、専任職員は全体の4.9%となっている。
- 各市町村で国年事務に従事する職員の国年事務経験年数を分析したところ、全市町村の31%が事務経験年数3年以下の職員のみで、半数を超える58%の市町村が5年未満の職員のみで業務を実施している。
- 特に19市町村では事務経験年数1年未満の職員のみで業務を実施しており、傾向としては市町村の規模が小さいほど、経験の浅い職員だけで業務を実施している。

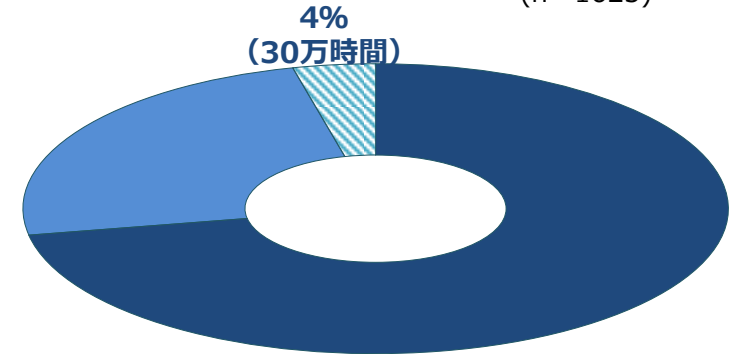


# 実態調査結果のポイント

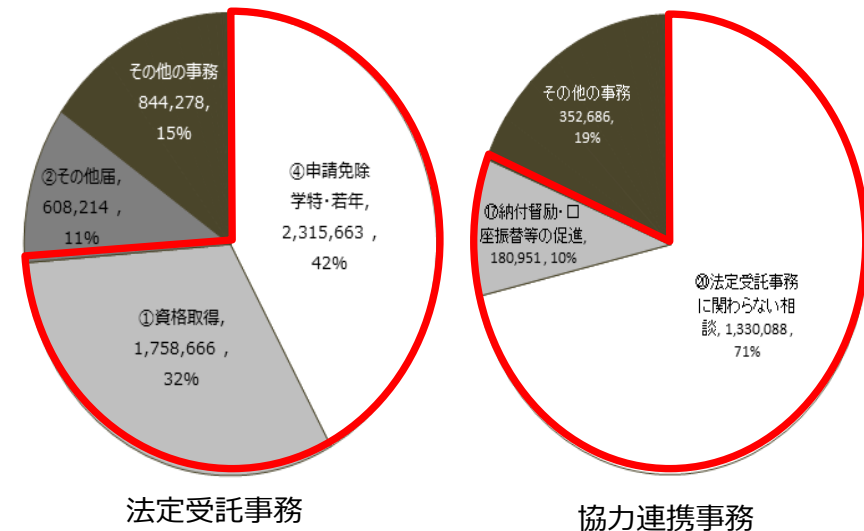
## 2 国民年金等事務量の状況

- 業務量の内訳は、①法定受託事務が72%、②協力連携事務が24%と、この2つの業務で全体の96%を占める。
- 法定受託事務については、「申請免除・学生納付特例・若年者納付猶予」と「資格取得（任意加入）の受付」で法定受託業務全体の72%を占めている。
- 業務の性質上専門的な知見が必要な障害年金関連業務については、業務量自体は少ないにも関わらず市町村の負荷を高めている。
- 協力連携事務については、「法定受託事務に関わらない年金相談」と「納付督促・口座振替等の促進」で協力連携業務全体の80%を占めている。
- 既にシステムを導入している市町村においても、国民年金事務に占めるシステムの活用割合は17.8%と低く事務の多くのプロセスは、職員の手作業が中心となっている。

市町村における国年事務の概況 (n=1623)\*1



■ 法定受託事務  
■ 協力連携事務  
■ 内部事務



# 実態調査結果のポイント

## 3 アンケート・ヒアリング結果

### 研修

- 98%の市町村が**研修実施を要望**している。
- アンケート及びヒアリングの結果からは、初任者や従事歴3年未満の若手職員を中心に基本的な研修が効果的であると答える市町村が多い。

### 業務支援 ツール

- 98%の市町村に**業務支援ツール（応対ガイド、必要書類リスト、チェックリスト）**の利用意向がある。
- ヒアリングの結果から、市町村はツール等を活用することで効率化を図ることができると考えているが、実際に利用している市町村は少ない。

## 4 調査結果を踏まえた対応

### 【業務支援ツールによる事務の効率化】

- ・業務支援ツールとして「応対ガイド」、「チェックリスト」、「必要書類リスト」等を作成する。
- ・これらの業務支援ツールを導入することにより、市町村窓口における①効率性の向上、②事務品質の均一化、事務上の不備・事務処理誤り防止等の効果がある。

### 【研修ツールによる事務の効率化】

- ・通信研修は特に初任者や従業歴3年未満の職員を中心に基本的な研修を行うことが最も効果的であるという観点から、主にこれらの職員を対象に国民年金制度やその関連法令に関する基本的な知識を身につけることのできる研修ツールを作成し、年金相談などをスムーズに実施できるようにし、被保険者・受給者等の利便性向上に務める。

### 【人件費への配慮】

- ・事務量の調査結果、一定程度人件費の考慮が必要がある協力連携項目については人件費を加味した。

### 【納付率向上に有効な業務については、インセンティブを付与】

- ・徴収対策に直結する口座振替の新規獲得や申請免除の案内に関する単価についてインセンティブを含めた単価を設定。

# 協力連携単価について

実態調査結果に基づき、単価を見直し（徴収対策については、インセンティブを考慮）

メニュー		25' 単価 (円)	26' 単価 (円)	26' 単価の考え方
<b>1</b>	<b>資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進</b>			
(1)	納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届受理時）	10	80	人件費を加味
(2)	口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	100	500	人件費を加味しつつ、インセンティブを考慮
<b>2</b>	<b>保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載</b>	実費	実費	
<b>3</b>	<b>市町村において行われる相談業務</b>	240	360	人件費を加味
<b>4</b>	<b>各種情報提供</b>			
(1)	所得情報の提供（紙）	30	30	据え置き
(2)	所得情報の提供（磁気媒体）	30	30	据え置き
(3)	20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	30	115	人件費を加味
(4)	電話番号の情報提供	30	115	人件費を加味
(5)	その他の情報提供	30	115	人件費を加味
(6)	法定受託事務以外の申請書等回付	165	165	据え置き
(7)	情報提供に必要なシステム開発	実費	実費	
<b>5</b>	<b>障害者手帳交付者への障害年金周知</b>	—	1,760	人件費及び物件費（印刷代等）を加味
<b>6</b>	<b>その他地域の実情を踏まえた協力</b>			
(1)	申請免除該当者への案内状送付	実費	400	人件費及び物件費（郵送料等）を算出し、インセンティブを考慮
(2)	窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	240	360	人件費を加味
(3)	ねんきんネット情報の提供	240	360	人件費を加味
(4)	ねんきんネットの導入	実費	実費	

# 協力連携単価変更後の動向について

メニュー		25年度		26年度（単価改訂後）		対比		備考
		市町村数	実績数	市町村数	実績数	市町村数	実績数	
1	資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進							
(1)	納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届受理時）	1,735	5,401,406	1,735	5,214,709	0	▲ 186,697	
(2)	口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	1,519	170,500	1,539	163,138	20	▲ 7,362	
2	保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	1,603	-	1,616	-	13	-	
3	市町村において行われる相談業務	1,725	13,294,497	1,723	13,116,343	▲ 2	▲ 178,154	
4	各種情報提供					0	0	
(1)	所得情報の提供（紙）	307	303,516	274	279,645	▲ 33	▲ 23,871	
(2)	所得情報の提供（磁気媒体）	1,610	12,567,130	1,614	13,206,412	4	639,282	
(3)	20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	851	49,112	955	69,523	104	20,411	
(4)	電話番号の情報提供	1,060	3,861,206	1,193	4,529,000	133	667,794	
(5)	その他の情報提供	1,253	1,242,012	1,286	1,205,212	33	▲ 36,800	
(6)	法定受託事務以外の申請書等回付	1,223	52,503	1,220	285,713	▲ 3	233,210	
(7)	情報提供に必要なシステム開発	23	-	4	-	▲ 19	-	
5	障害者手帳交付者への障害年金周知	-	-	713	24,782	-	-	
6	その他地域の実情を踏まえた協力					0	0	
(1)	申請免除該当者への案内状送付	41	-	70	98,707	29	-	
(2)	窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	107	17,955	96	10,546	▲ 11	▲ 7,409	
(3)	ねんきんネット情報の提供	573	10,222	460	9,065	▲ 113	▲ 1,157	
(4)	ねんきんネットの導入	256	-	87	-	▲ 169	-	※27年度から予算計上なし

# 実態調査結果を反映した各事業別予算と執行について

## 【25年度】

## 【26年度】

メニュー	25年度予算		25年度執行額(現用額)		対比	
	予算額(千円)	予算作成時見込件数(千件)	執行額(千円)	実績件数(千件)	不用額(千円)	見込みと実績の差(千件)
1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替・前納の促進						
(1) 納付督促(資格取得届、氏名変更届、住所変更届受理時)	69,205	6,921	54,014	5,402	15,191	1,519
(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理・前納申出受理	197,491	2,177	17,050	171	180,441	2,006
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	195,461	-	194,189	-	1,272	-
3 市町村において行われる相談業務	3,582,008	14,296	3,190,680	13,295	391,328	1,001
4 各種情報提供						
(1) 所得情報の提供(紙)	10,643	355	9,095	304	1,548	51
(2) 所得情報の提供(磁気媒体)	323,940	10,798	377,014	12,568	▲53,074	▲1,770
(3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供(外国人)	1,218	41	1,474	50	▲256	▲9
(4) 電話番号の情報提供	94,765	3,159	115,837	3,862	▲21,072	▲703
(5) その他の情報提供	27,349	911	37,261	1,243	▲9,912	▲332
(6) 法定受託事務以外の申請書等回付	45,870	278	8,663	53	37,207	225
(7) 情報提供に必要なシステム開発	54,740	161	17,690	23	37,050	138
5 障害者手帳交付者への障害年金周知	77,842	45	0	0	77,842	45
6 その他地域の実情を踏まえた協力						
(1) 申請免除該当者への案内状送付	0	-	5,713	-	▲5,713	-
(2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	0	-	4,310	18	▲4,310	▲18
(3) ねんきんネット情報の提供 ※25年度は税財源	(198,000)	(1,200)	(2,395)	(11)	(195,605)	(1,189)
(3) ねんきんネットの導入 ※25年度は税財源	(333,900)	-	(28,408)	-	(305,492)	-
7 公的年金加入状況調査等	3,993	-	2,678	-	1,315	-
8 短期証交付に係るシステム改修等	63,947	-	0	-	63,947	-
計	4,748,472	39,142	4,035,668	36,989	712,804	2,153

メニュー	26年度予算		26年度執行額(現用額)		対比	
	予算額(千円)	予算作成時見込件数(千件)	執行額(千円)	実績件数(千件)	不用額(千円)	見込みと実績の差(千件)
1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替・前納の促進						
(1) 納付督促(資格取得届、氏名変更届、住所変更届受理時)	472,657	5,909	417,177	5,215	55,480	694
(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理・前納申出受理	588,234	1,178	81,569	165	506,665	1,013
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	309,476	-	191,476	-	118,000	-
3 市町村において行われる相談業務	5,208,434	14,468	4,721,884	13,117	486,550	1,351
4 各種情報提供						
(1) 所得情報の提供(紙)	10,206	341	8,390	280	1,816	61
(2) 所得情報の提供(磁気媒体)	353,403	11,781	396,193	13,207	▲42,790	▲1,426
(3) 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供(外国人)	5,473	48	7,996	70	▲2,523	▲22
(4) 電話番号の情報提供	452,974	39,390	520,835	4,529	▲67,861	34,861
(5) その他の情報提供	421,336	3,664	138,600	1,206	282,736	2,458
(6) 法定受託事務以外の申請書等回付	48,180	292	47,143	286	1,037	6
(7) 情報提供に必要なシステム開発	0	-	8,356	-	▲8,356	-
5 障害者手帳交付者への障害年金周知	88,335	51	43,617	25	44,718	26
6 その他地域の実情を踏まえた協力						
(1) 申請免除該当者への案内状送付	420,000	1,050	39,483	99	380,517	951
(2) 窓口装置を利用したきめ細やかな年金相談	3,960	11	3,797	11	163	0
(3) ねんきんネット情報の提供	32,400	90	2,184	10	30,216	80
(3) ねんきんネットの導入	304,459	-	8,149	-	296,310	-
7 国民年金実態調査等	33,314	-	30,585	-	2,729	-
計	8,752,841	78,273	6,667,434	38,220	2,085,407	40,053

※執行額については、市町村の現に要した額(現用額)表示。【実際の支払い(執行)額は、被保険者・受給者数等を基準に算出した「算定額」と比較し、低い方の金額で交付決定を行い支払っていることからレビューシートの額と相違。】

※平成25年度ねんきんネット経費は、税財源。レビューシートとの対比を明解にすることから予算額等合計には含めていない。

# 「国民年金等市町村事務効率促進に必要な経費」及び「国民年金保険料の納付促進に係る情報発信モデル事業」について

■ 本事業は、国民年金の手続や保険料納付促進を図るための動画・リーフレット等の作成や市町村の国民年金担当事務職員向けの業務支援ツールの作成及び通信研修を行うことを目的とし、有識者からなる「公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会」においてアドバイスをいただいた。

公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会

## 市町村国民年金事務 業務支援ツールモデルの作成

●職員が、被保険者・受給者に対して分かりやすく円滑にご案内し、手続きを漏れなく進められるようにすることを目的。

### ⇒有限責任あずさ監査法人に委託

- 業務支援ツールは、特に事務量の多い業務や窓口対応が難しいと把握された業務（加入・喪失・各種変更、免除・猶予、老齢基礎、障害基礎、遺族基礎、未支給、その他）について作成。
- 業務支援ツールは窓口対応用のツール（①お手続きガイド②相談シート③チェックリスト④必要書類リスト⑤その他）と⑥解説集で構成。

## 市町村国民年金通信研修モデル事業

●初任者や経験の浅い職員を対象に、国民年金法やその関係法令に関する基本的な知識を身につけ、業務支援ツール等を使うために最低限必要な知識を理解していただくことを目的。

### ⇒T A C株式会社に委託

- 講義動画…図表を多用したスライドとナレーターによる講義音声を組み合わせて動画を作成。
- 紙上Live講義…講義画面をテキスト化したものを作成。
- 逐条解説テキスト…国民年金法について、窓口業務に関係の深い条文を中心にその趣旨等を解説。

## 若年者に向けた納付促進モデル事業

### 国民年金手続促進モデル事業 市町村用パンフレット・動画

●インフォグラフィックスを用いた、パンフレット、動画、ポスターにより直感的に情報を得られるようにし、公的年金制度をより身近なものとするを目的。

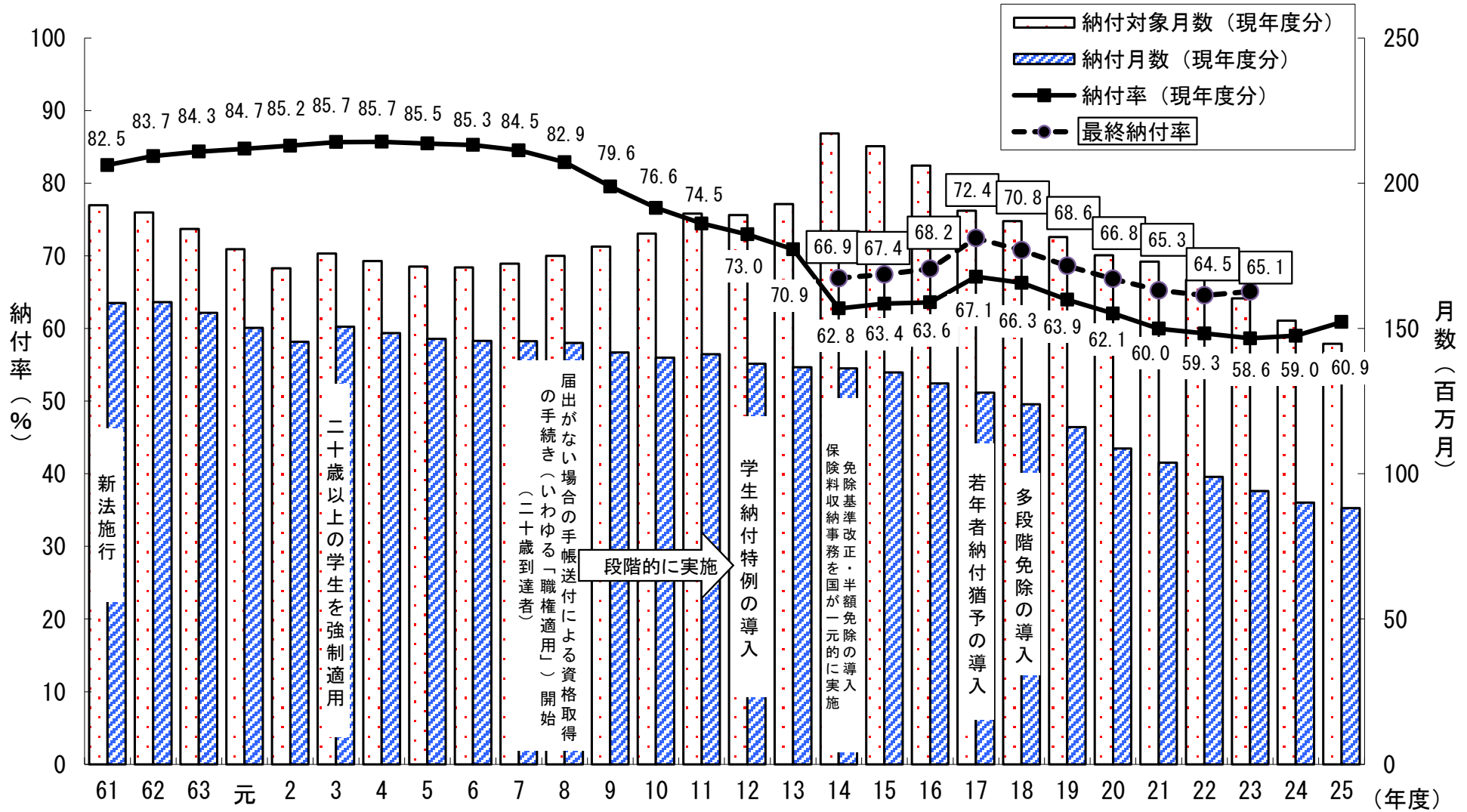
### ⇒株式会社電通パブリックリレーションズに委託

- パンフレット
  - ①国民年金の基礎知識
  - ②国民年金加入の手引（学生）
  - ③国民年金加入の手引（一般）
  - ④国民年金保険料の免除・猶予
  - ⑤障害基礎年金
  - ⑥遺族基礎年金
  - ⑦老齢基礎年金
  - ⑧納付方法
- 動画  
映像資料（1）年金加入手続  
映像資料（2）免除・猶予手続促進  
映像資料（3）障害年金  
映像資料（4）老齢・遺族年金
- ポスター  
■日本年金機構地域年金展開事業等で活用する年金教材・動画



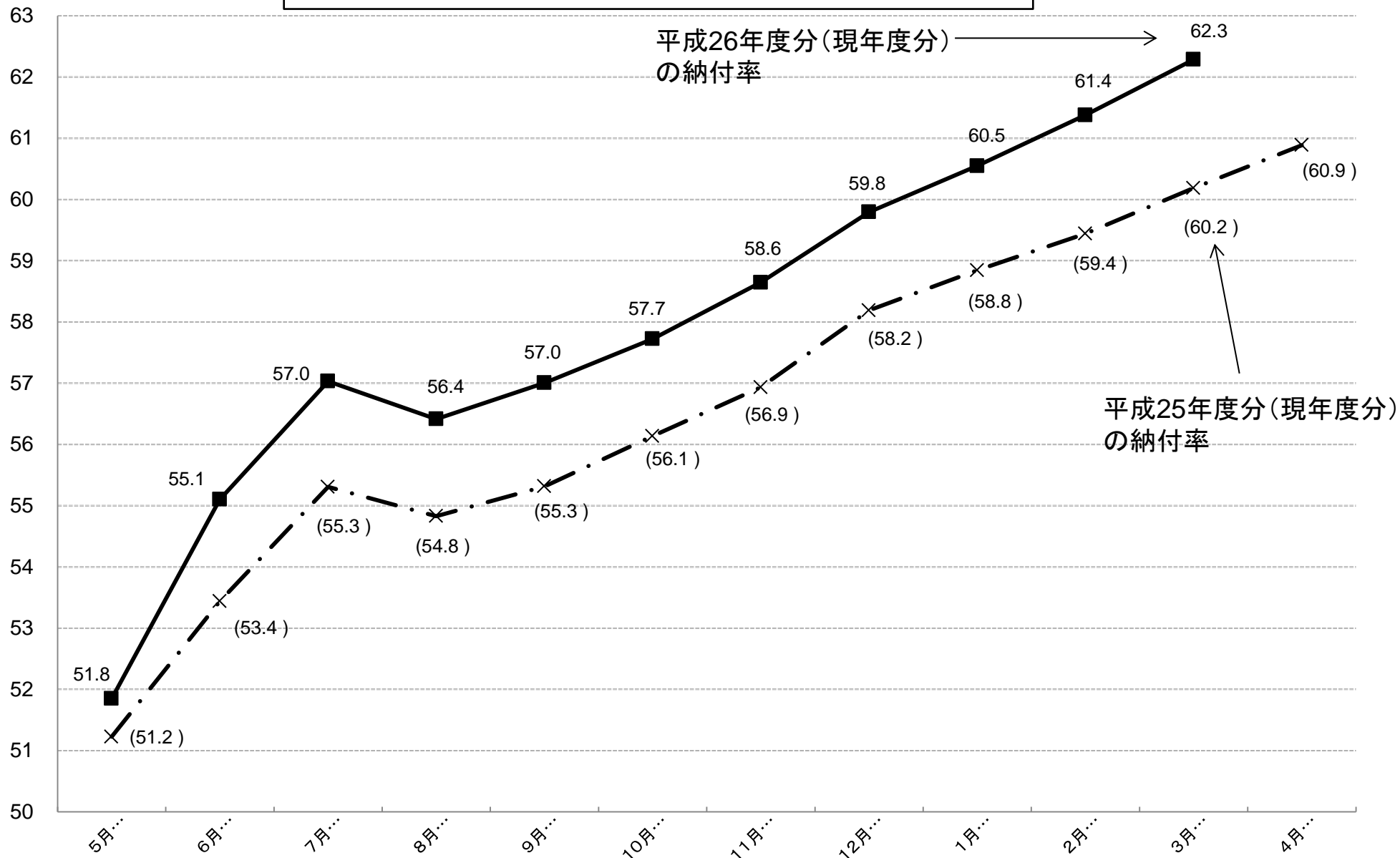
# 參考資料

# 国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

# 国民年金保険料の納付率(現年度分)の推移



# 収納対策のスキーム（概念図）

## 納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）  
（口座振替率）  
23年度末 24年度末 25年度末  
36% → 35% → 36%  
475万人 451万人 427万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- クレジットカード納付の導入（利用状況）（H20.2～）  
23年度 24年度 25年度  
118万件 → 126万件 → 135万件
- コンビニ納付の導入（利用状況）（H16.2～）  
23年度 24年度 25年度  
1,223万件 → 1,316万件 → 1,438万件
- インターネット納付の導入（利用状況）（H16.4～）  
23年度 24年度 25年度  
40万件 → 41万件 → 42万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成25年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

## 納付督促の実施

### 文書

H23年度 2,579万件  
H24年度 4,517万件  
H25年度 4,347万件

### 電話

H23年度 4,060万件  
H24年度 5,260万件  
H25年度 4,439万件

### 戸別訪問（面談）

H23年度 465万件  
H24年度 576万件  
H25年度 757万件

## 強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	23年度	24年度	25年度
最終催告状	30,045件	68,974件	78,030件
督促状	17,615件	34,046件	46,274件
財産差押	5,012件	6,208件	10,476件

- ・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
- ・督促状、財産差押の件数は、平成26年3月末現在

- ・質の向上
- ・効率化

## ○市場化テストによる外部委託（H17.10～達成目標設定）

（実施対象事務所数）		（督促件数）	
H19年度	95か所	H19年度	621万件
H20年度	185か所	H20年度	1,669万件
H21年度	312か所	H21年度	2,431万件
H22年度	312か所	H22年度	3,436万件
H23年度	312か所	H23年度	5,227万件
H24年度	312か所	H24年度	6,500万件
H25年度	312か所	H25年度	6,254万件

## 免除等の周知・勧奨

年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続きの簡素化（H20.4～）

## 普及・啓発活動等

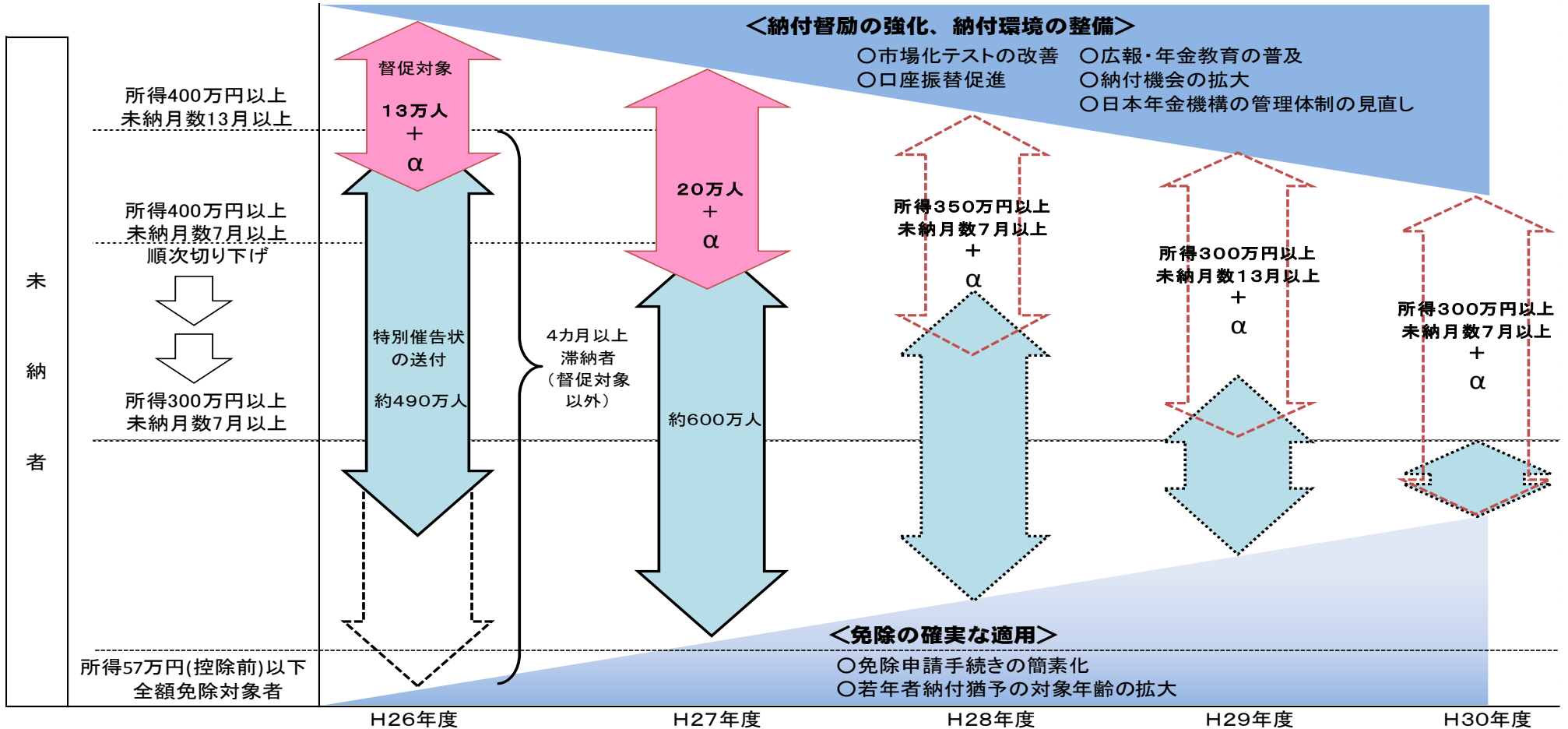
○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安の払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

# 国民年金の保険料収納対策(うち督促の範囲の拡大)について

滞納者の所得及び滞納月数によって一定の基準を設け、その範囲の者には必ず督促を実施する取組を進めながら段階的に拡大を図り、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得の者を除いたすべての滞納者への督促を目指す。



※ 督促対象人数については、各年度に督促対象として予定している所得・滞納月数による一定の基準の範囲に、平成25年度末時点で存在していた滞納者の総数を仮置きしているものであり、今後の取組等により変動があり得る。

※ 低所得者又は短期間の滞納者に対しては、特別催告状の送付や市場化テスト事業者による納付督促で対応。

※ 所得金額については、原則として控除後。